留学プログラム定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、各条項にて記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

Ⅰ. 基本約款

第 1 条（定型約款）

申込希望者は、本基本約款及び該当する個別約款（Ⅱ.専門課程プログラムまたはⅢ.長期語学留学プログラム）を承諾の上、株式会社留学ジャーナル（以下「当社」といいます。）に対し、専門課程プログラム、語学留学プログラム（以下「留学プログラム」といいます。）に含まれる各種サービスを申し込みます。本基本約款に加えて、申し込む留学プログラムにより、専門課程プログラム、語学留学プログラムの個別約款（以下、「基本約款」と該当する「個別約款」を合わせて「定型約款」といい、以後定型約款を「本約款」といいます。）から該当するものが適用されます。なお、本約款は留学プログラムの申込契約の内容となります。

第 2 条（契約の申込みと成立）

（1）本約款における申込希望者による留学プログラム契約の申込みと成立は、申込希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「留学プログラム申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、第 6 条（諸費用）第（1）項に定めるプログラム費を受領確認したときをいいます（当社が申込みを承諾した申込希望者を以下、「申込者」といいます。）。なお、本プログラム契約の有効期間は、原則として申込契約の成立日から 2 年間です。申込者の都合により、申込後 2 年以内に留学手続を開始されない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。その際の申込金は、第 16 条（契約終了後の取扱い）により返金しません。

（2）留学先学校または研修先機関（以下「留学先」といいます。）が決定し、留学手続を開始するとき、当社はその確認として申込者に対し出願申込を承諾する旨の書面（留学手続引受確認書）を発送します。または、当該確認書を電子的通知によりご連絡する場合があります。

（3）申込みの段階で、留学先が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っている等の事由で申込者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申込者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。ただし引受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第 13 条（免責事項）によりお預かりするプログラム費は返金しません。

第 3 条（拒否事由）

当社は、申込者から、本約款に基づく留学プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込者からの申込み等をお断りすることがあります。

（1）申込者の日本での学業成績が留学先の定める評定値に達していないときや申込者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。

（2）申込者が未成年である場合または学生の場合、申込みについて親権者（保護者等）の同意がないとき。

（3）申込者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかなとき。
（4）申込者が希望する留学先・留学時期の申込手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しがないとき。
（5）申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
（6）申込者が留学先への入学希望時期から遡って入学手続を開始されることもなく、2 年以上経過したとき。
（7）その他、当社が不適当と認めたとき。

第 4 条（プログラムの範囲）
留学プログラムは、申込者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験並びに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申込者の希望する留学先に対する留学申込手続等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、個別約款にて別途明示されている場合を除き、申込者の希望する留学先への合格や留学先での課程終了等、その他留学中あるいは留学終了後の申込者に対して何らの保証をするものではありません。従って、カウンセリング開始後は、本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。この留学プログラムに含まれるサービスは、次のとおりです。
（1）学校選択
申込者は、申込者の希望留学先及びコース選択を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申込者の意思により 1 校選択します。
（2）各種手続の代行
①入学手続
個別約款に定められた留学プログラムの入学手続を行います。
②滞在先手続
当社は、申込者が留学する際の寮・ホームステイ滞在等の申込手続を代行します。ただし、申込者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮等の滞在施設を持たない場合や申込手続の代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手続の代行はしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在手続の代行はしません。II.専門課程プログラム個別約款第 1 条にて記載する条件付き入学に申し込む場合、手続代行可能な語学コース中の滞在先については、申込手続を代行しますが、専門課程プログラムに正式入学した後の滞在先の手配は、申込者自身が現地にて行うものとします。
希望留学先によっては、申込者の出発日以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1 人部屋か否か、またはルームメイト等について、申込者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1 家庭に 2 人以上の留学生が滞在する場合もあります。当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、または申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第 14 条（損害の負担）の定めによるものとします。
③渡航手配手続
希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道ま

たは往復航空券を手配します。航空券の申込み・取消し等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約の部」並びに当社の「旅行・航空券取扱条件書」等に準じます（旅行取扱：株式会社留学ジャーナル／観光庁長官登録旅行業第 1-1695 号）。なお、航空券代は別途料金となります。

④留学費用の支払い

当社は、第 6 条第（2）項に定める希望留学先等への留学費用の支払い手続を送金あるいは銀行小切手の送付により代行します。ただし、専門課程プログラム英語コース付きの場合は、英語コースのみ支払い手続代行の対象とする場合があります。申込者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先によっては、授業料、部屋代、食費等を事前に（ⅰ）送金または銀行小切手によって支払う場合、（ⅱ）現地で現金によって支払う場合があります。この場合当社は、原則として（ⅰ）の方法によってのみ代行します（第 8 条の為替変動もご参照ください。）。現金にて支払う必要がある場合、申込者は、事前に現金をご自身でご用意の上、現地にて希望留学先に直接お支払いください。

留学費用は、希望留学先もしくは語学コース、航空会社、その他留学費用の支払先の事情により予告なしに変更されることがあります。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。また専門課程の場合は、取得を希望する授業の単位数によって授業料は異なりますので、当社では概算で請求することがあります。さらに、寮等を利用する場合も、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので、当社では概算で請求することがあります。この場合、第 9 条（支払い）で定める「なお書き」に従うものとします。

⑤海外留学保険加入手続

当社は、海外留学保険の加入手続を代行します。通常、アメリカの大学・2 年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようおすすめします。なお、海外留学保険は別途料金となります。

⑥ビザ取得手続（ビザ申請書類作成料）

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「査証手配（申請書類作成代行・申請代行）条件書」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくことになります。留学国や申込者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑦必要書類の翻訳

第 5 条（必要書類）に定める留学手続に必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申込者において用意できない場合、当社は英語・フランス語に限り預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本（抄本）を以下の料金にて翻訳します。

翻訳料（1 通あたり）	英語	フランス語
・預金残高証明書	7,700 円	8,800 円
・卒業証明書	7,700 円	11,000 円
・成績証明書　（大学・短大・高専のもの）	16,500 円	22,000 円

（高校のもの）

13,200 円　　22,000 円

・戸籍謄本（抄本）

英語・フランス語とも 1 枚につき

16,500 円 ～ 22,000 円

（3）オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方等を紹介した小冊子を配布します。また、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備講座」、「出発前の最終ガイダンス」等のオリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申込者の負担となります。

（4）留学ジャーナルスチューデントプロテクション

留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする 24 時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション（電話によるアドバイスは、ツーリスト インターナショナル アシスタンスサービス株式会社が行います。)」を実施します。

第 5 条（必要書類）

申込者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続に必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続担当カウンセラーまでお送りください。

第 6 条（諸費用）

（1）プログラム費

留学プログラムの個別約款第 3 条（諸費用）に定めるプログラム費を本約款第 2 条（契約の申込みと成立）及び第 9 条（支払い）の定めによりお支払いいただきます。なお、各プログラム費には、本条第（2）項～第（6）項の費用は含まれません。

（2）留学費用

当社では、希望留学先への入学手続に必要な費用としての出願料や滞在申込金、授業料及び入学登録料、寮・ホームステイに関連する費用、食費、航空料金、空港出迎え料（空港出迎えが必要かつ可能な場合のみ)、その他申込者の留学期間中に必要となる費用（本規定において、これらを総称して「留学費用」といいます。）を希望留学先等から当社に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申込者に請求します。申込者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。なお、留学費用は学校、その他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

（3）宿泊費

申込者のスケジュールの関係上、申込者は、出発地、途中経由地並びに現地にてホテル等の宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申込者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申込者が直接宿泊先にお支払いください。

（4）緊急連絡費

申込者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引受けします。その際に

かかる費用は、相手国を問わず 1 件 1 回あたり 5,500 円にて申し受けます。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

（5）渡航手続の代行

前各項で定める費用の他、当社は、申込者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」並びに「渡航手続代行契約の部」に準じ、別途渡航手続代行料金を収受することにより次に掲げる業務を行うことを引き受けます。なお、渡航手続代行に関する業務及びそれらにかかる費用は、別途ご案内する各種条件書（旅行・航空券取扱条件書、査証手配（申請書類作成代行・申請代行）条件書等）に準じます。

①査証、再入国許可等に関する手続

②出入国手続書類の作成

③航空券手配に付随する手続

④海外留学保険の手配

（6）その他の諸費用

前各項で定める費用の他、当社は、申込者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申込者に対して、別途手配、請求します。申込者は、当社から下記諸費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。

①海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料

②プログラムの申込前にご希望される留学先及びコースの分野により、出願可能な調査（入学条件、スケジュール、料金等）が必要となる場合、またはそれ以外の調査をご希望される場合は、指定のリサーチ申込書の提出とリサーチ料 33,000 円を支払うことによりご希望される留学先を 1 年以内の期間において最大 2 校まで調査し、留学費用概算見積書を作成します。なお、当社が承諾の上、リサーチ申込書とリサーチ料を受理した場合は、直ちにリサーチを開始します。そのため、リサーチの取消しには応じかねます。また、その返金はありません。

③その他、当社が申込者に対して、本条に規定する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

第 7 条（申込み後の変更と変更手数料）

申込者の都合により、希望留学先へ依頼を要する申込内容を変更する場合（ご出発後の変更も含む。）や留学時期を変更する場合には、各留学プログラムの個別約款に定める届出と変更手数料が必要です。

（1）留学手続をした結果、第 13 条（免責事項）第（1）項の①②③号に定める事由によって留学が不可能となった場合において、申込者が留学条件を変更して再度留学手続を行うことを希望したとき、当社は、個別約款に定める変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続を行います。

（2）空港出迎え手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として 1 回 3,300 円を別途申し受けます。

（3）その他、当社が承諾し、当社が指定する変更手数料を支払った場合

第 8 条（為替変動）

当社が本約款に基づき、申込者に代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて 100 円単位（100 円未満切り上げ）で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はしません。ただし、当該留学先の指定により、到着

後に留学費用またはその一部を直接支払う場合は、申込者自身による支払いとなります。また、申込者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申込者に対して返金される費用がある場合、当社はかかる費用を申込者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日の TTB レート（電信為替買相場：Telegraphic Transfer Buying）にて換算した上で、申込者に返金するものとします。

第 9 条（支払い）

申込者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振込みまたは所定の方法で入金するものとします。この場合、留学費用等の残金は、受入先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90 日以上前にお支払いいただくことはありません。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込者が当社に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込者に対して返金しません。申込者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料（以下「振込手数料」といいます。）並びに当社から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

第 10 条（申込み後の取消しと返金）

申込者が、申込み後に留学プログラム契約を解約する場合、留学プログラムの個別約款の定めに基づき、申込者に対する取消し並びに返金等の手続を行います。申込内容の取消しは、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消しとして取り扱います。希望留学先に対するキャンセル料並びに渡航手配手続にかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担とします。また、当社がこれを立替払いしたときは、申込者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。

第 11 条（各種手続の継続が不可能な場合）

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続の代行ができなかった場合、当社は申込者に対して本約款に基づき、支払い済の費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続における航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとします。申込者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第 12 条（当社からの解約）

(1) 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解

約することができるものとします。
①申込者が、当社指定の期日までに、第 5 条（必要書類）に定める必要な書類を送付しないとき。
②申込者が、当社指定の期日までに、第 6 条（諸費用）、第 7 条（申込み後の変更と変更手数料）、第 10 条（申込み後の取消しと返金）及び個別約款に定める費用の支払いを行わないとき。
③申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ 1 ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
④申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
⑤申込者が、本約款に違反したとき。
⑥申込者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
⑦申込者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
⑧申込者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
⑨その他当社の業務上の都合があるとき。
（2）前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したときは、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当社に対して本約款に基づき支払い済の費用を申込者に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続における航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとします。申込者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第 13 条（免責事項）
（1）当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第 14 条（損害の負担）の定めによるものとします。
①申込者の希望留学先やコースが定員に達していて入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合
②申込者の希望する滞在施設が定員に達していて滞在できない場合、または当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、あるいは申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合
③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合
④申込者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合
⑤申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合
⑥大使館、留学先または申込者の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合
⑦天災地変、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症（世界的なパンデミックまたはエピデミック、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクも含む場合がある。）、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のた

めに必要な措置、その他不可抗力による場合
⑧申込者が、本約款に違反した場合
（2）前項各号に基づき当社の責によることなく留学することができず、かつ当社を介さず申込者自身で手配された航空券やホテル等の費用並びにその取消しや変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。
（3）「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、ツーリスト インターナショナル アシスタンス サービス株式会社が行います（渡航後帰国まで最長 1 年間）。なお、緊急時に 24 時間体制で電話により適切なアドバイスを行いますが、当社はその内容に何らの保証をするものではありません。
（4）申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は申込者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続を行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済の費用については一切返金されません。
（5）当社は、希望留学先・語学コースから当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先・語学コースの事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申込者との間での直接的契約となるため一切その責任を負いません。

第 14 条（損害の負担）
当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではなく、その損害を賠償します。ただし、軽過失の場合の損害賠償は、申込者から受領した各個別約款第 3 条（諸費用）で定めるプログラム費を上限とします。

第 15 条（弁済業務保証金分担金）
当社は、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第 1 種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会または管財人の判断により、当社が万一事業を停止せざるを得ないような状況に陥った場合、授業料等は除き、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第 16 条（契約終了後の取扱い）
本約款第 2 条（契約の申込みと成立）第（1）項に規定する契約期間が留学手続の開始前に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、留学手続を開始していても手続上の進展がなく、ご出発の意思がまったくないまま契約期間を超えた場合も契約の終了となります。その際、既にお支払い済のプログラム費は、契約期間の満了により返金しません。契約の終了に伴い、留学先や滞在先等から別途実費請求があった場合は、申込者に請求します。なお、申込者の都合により受入日、授業コ

ース、ホームステイから寮への変更あるいは寮からホームステイへの変更、留学時期等の留学条件を変更した場合は、変更申込の契約成立日以降留学手続を進めることもなく1年を超えると、変更に関する契約期間も満了となり契約の終了となります。その際にお支払いいただいた変更手数料は返金しません。

第17条（守秘義務について）

当社では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第18条（個人情報の取扱いについて）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下のとおり取り扱います。また、EU 及びイギリス域内への留学希望者は、当社ホームページに掲載する「Privacy Policy（GDPR)」及び「EU ／ UK 域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ずご一読ください。

（1）個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

（2）個人情報の利用目的について

①申込者が留学や旅行に関する相談、申込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、並びに申込者との間の連絡のために利用させていただくほか、申込者がお申込みいただいた留学・旅行商品において運送･宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申込者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。その他、申込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書（要配慮個人情報含む。)、財政証明書、戸籍謄本（抄本）等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申込者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申込者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申込者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申込者自身が選択できるものであり、申込者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学･旅行商品の開発のためのマーケット分析、

統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナー並びにキャンペーン情報等のご案内を申込者にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申込者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

（3）個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込者の同意を得ることなく第三者（外国にある第三者含む。）に提供しません。当社は、申込者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書や戸籍謄本（抄本）等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等（ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先）に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申込者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めてくる場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申込者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申込者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

（4）個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を申込者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合も申込者本人の同意を得た上で使用するものとします。

（5）個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

（6）個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問合わせ・ご要望は、次の「お問合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室

連絡先：03-5312-4421（代）

（平日のみ 10：00 ～ 18：00）

第 19 条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続（裁判所の調停手続を含む。）については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（定型約款の変更）

本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申込者は本約款の変更に同意したものとします。

第 21 条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第 22 条（発効期日）

本約款の内容は、2025 年 5 月 1 日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第 20 条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン（www.ryugaku.co.jp）に掲載の最新定型約款を適用します。

Ⅱ. 専門課程プログラム個別約款

「専門課程プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款Ⅰ. 基本約款の第 1 条から第 22 条までの全ての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第 1 条（プログラムの種類）

「専門課程プログラム」の場合、申込者において希望留学先及びプログラム指定の英語力を満たしている場合には、当社が紹介する専門学校、または大学・2 年制大学で行われている 1 年以内の終了可能な専門課程への入学申込手続を行います。申込者において指定の英語力に達していない場合は、条件付入学（以下「英語コース付き」といいます。）の手続を行います。申込者の希望により許可されたプログラム前に英語研修を申し込む場合も「英語コース付き」となります。

第 2 条（プログラムの範囲）

「専門課程プログラム」では、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申込の手続を代行します。「専門課程プログラム」で「英語コース付き」は、専門課程からの許可証に加え、希望または指定の英語学校から入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申込の手続を代行します。出願時に指定の英語力に満たない場合は、希望留学先から「英語力が基準を満たした段階で入学を認める」との内定通知を取り寄せ、当該希望留学先が指定する語学コースへの入学申込手続を代行します。その後、申込者が語学コースに入学して、希望留学先の付した条件を満たした場合の正式入学の申込手続は、申込者自身が行うものとします。

第 3 条（諸費用）

「専門課程プログラム」のプログラム費は 165,000 円です。また、専門課程プログラムに英語研修を

追加する場合（英語コース付きプログラム）は、1 校につき別途 55,000 円のプログラム費用がかかります。

第 4 条（変更手数料）

申込者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、契約期間の満了前に届出とともに変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌 1 年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消しとみなし、変更を希望する留学先に新たに申込みをしていただくことになります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、基本約款第 16 条（契約終了後の取扱い）に準じます（※申込日から起算して 8 日以内の変更は、手数料免除となります。)。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は 1 校につき 88,000 円となります。それ以外の変更は、1 項目につき 33,000 円です（留学出発後も適用となります。)。

第 5 条（申込み後の取消しと返金）

（1）申込日から起算して 8 日以内の取消し

全て返金します。

（2）申込日から起算して 9 日目以降、「留学手続引受確認書」発送以前の取消し

取消料 33,000 円とすでに出願手続を開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消しができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金します。

（3）「留学手続引受確認書」発送後 10 日以内の取消し

取消料 55,000 円と入学申請にかかる費用で取消しができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金します。

（4）「留学手続引受確認書」発送後 11 日以降 30 日以内の取消し

取消料 110,000 円と入学や滞在にかかる費用で取消しができないものを差し引き、返金します。

（5）「留学手続引受確認書」発送後 31 日以降出発日前日までの取消し

第 3 条（諸費用）で定めるプログラム費全額が取消料となり、さらに入学や滞在にかかる費用で取消しができないものを別途請求します。

（6）出発日以降の取消し

返金は一切しません。

Ⅲ. 長期語学留学プログラム個別約款

「長期語学留学プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款 Ⅰ.基本約款」の第 1 条から第 22 条までの全ての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第 1 条（プログラムの種類）

「長期語学留学プログラム」とは、語学コースの開始日から起算して終了日までの期間（以下「留学期間」といいます。）が 8 週間を超えるものをいいます。

第 2 条（プログラムの範囲）

長期語学留学プログラムの場合、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合

に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申込の手続を代行します。

第 3 条（諸費用）

「長期語学留学プログラム」のプログラム費は 88,000 円です。一度に 2 校以上申し込む場合、2 校目以降の手続代行料は、1 校につき 55,000 円となり、通常のプログラム費に加算されます。

第 4 条（変更手数料）

申込者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、契約期間の満了前に届出とともに変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌 1 年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消しとみなし、変更を希望する留学先に新たに申込みをしていただくことになります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、基本約款第 16 条（契約終了後の取扱い）に準じます（※申込日から起算して 8 日以内の変更は、手数料免除となります。）。「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は 1 校につき 55,000 円となります。それ以外の変更は、1 項目につき 33,000 円です（留学出発後も適用となります。）。

第 5 条（申込み後の取消しと返金）

（1）申込日から起算して 8 日以内の取消し

全て返金します。

（2）申込日から起算して 9 日目以降、「留学手続引受確認書」発送以前の取消し

取消料 33,000 円とすでに出願手続を開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消しができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金します。

（3）「留学手続引受確認書」発送後 10 日以内の取消し

取消料 55,000 円と入学申請にかかる費用で取消しができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金します。

（4）「留学手続引受確認書」発送後 11 日以降出発日前日までの取消し

第 3 条（諸費用）で定めるプログラム費全額が取消料となり、入学や滞在にかかる費用で取消しができないものを別途請求します。

（5）出発日以降の取消し

返金は一切しません。

※「ワーキングホリデーサポートプログラム」「大学／大学院留学プログラム」を申し込む場合、別途お渡しするそれぞれのプログラム定型約款に同意していただきます。